



乳幼児教育ビジョン(案)の概要

育てたい子ども像	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆主体的に取り組む子ども</li> <li>◆自分も友達も大切に子ども</li> <li>◆意欲的に遊ぶ子ども</li> </ul>
育てたい力	<p>主体的・意欲的な自分を育てるために育む力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自分で考え、判断し、行動する力「自己決定力」</li> <li>◆自分の思いや考えを伝える力「自己表現力」</li> <li>◆集中し、根気強く取り組み、考え工夫し、見通しを持つ力「自己調整力」</li> </ul> <p>友達や集団の中の主体的・意欲的な自分を育てるために育む力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆あいさつをする、感謝や謝罪等の自分の思いや考えを伝える、相手の思いを聞く、話し合うという「コミュニケーション力」</li> <li>◆ルールや約束を守ろうとする(規範意識)、認め合う、友達を思いやる、自分の気持ちをコントロールしようとする「調和する力(社会性)」</li> </ul>
育てたいところ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安心できる居場所「安心感」を抱くこと</li> <li>◆信頼できる人と過ごす中で「信頼感」を持つこと</li> <li>◆自分のやりたいことをやる中で「達成感」を感じる</li> <li>◆自分のことが好きと感じる「自己肯定感」</li> <li>◆自分もできる、やればできると感じる「自己有能感」</li> <li>◆自分が人の役に立った、人から認められたと感じる「自己有用感」</li> </ul>
基本方針	<p>①質の高い乳幼児教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)主体的な遊びと体験の充実</li> <li>2)土台となるからだところの育成</li> <li>3)発達に応じた支援の充実</li> <li>4)ふるさと舞鶴を愛する乳幼児教育の推進</li> <li>5)保育者の質の向上の推進</li> </ol> <p>②保育所・幼稚園、小学校、中学校の連携の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)園・校種を越えた異年齢交流の推進</li> <li>2)乳幼児期の学びと育ちをつなぐ連携活動の推進</li> </ol> <p>③地域ぐるみの乳幼児教育の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)保育所・幼稚園と家庭・地域の連携の推進</li> <li>2)それぞれの役割と連携の推進</li> </ol>



0歳から小学校就学前の  
質の高い教育・保育を目指す  
乳幼児教育  
ビジョン(案)に  
ご意見を

市では、本市の「タカラモノ」である子ども達の将来像や目指すべき方向性を示す「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」の策定を進めています。

このたび、ビジョン(案)がまとまりましたのでパブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。概要は左表のとおり。

◆提出方法  
様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、「舞鶴市乳幼児教育ビジョン(案)」に対する意見」と明記して、郵送か持参、ファク

ご意見ありがとうございました  
用途地域の見直し(案)に  
10人から17件



「新たな都市計画制度(用途地域の見直し)」の策定にあたり、市パブリック・コメント手続制度(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集した結果、10人から17件の提出がありました(募集期間…11月25日～12月25日)。

◆閲覧できます  
用途地域の見直し案や市パブリック・コメント手続制度の結果は、都市計画課、市政情報コーナーで閲覧できます。市ホームページにも掲載。

◆説明会を開催  
用途地域の見直しへの理解を深

ス、電子メールで教育総務課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

◆募集期間  
2月1日(月)～3月1日(火)

◆ビジョン(案)の公表場所  
教育総務課、市政情報コーナー、西支所、加佐分室、各公民館、大浦・城南会館、東・西図書館で閲覧できます。市ホームページにも掲載。

◆提出された意見の取り扱い  
提出された意見などを考慮して乳幼児教育ビジョンを作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します。

▼詳しくは、教育総務課(☎66・1070、FAX62・9897)へ。

【説明会の日程と場所】

日時	場所
2月14日(日) 10時30分～11時30分	商工観光センター
2月17日(水) 19時～20時	中総合会館
2月19日(金) 19時～20時	商工観光センター
2月23日(火) 19時～20時	西駅交流センター
2月27日(土) 10時30分～11時30分	西駅交流センター

めていただくために説明会を開催します。全日とも同じ内容で行います。詳しい日程は左表のとおり。

▼詳しくは、都市計画課(☎66・1048)へ。

議員提案の条例を可決  
茶の振興と普及に向けた条例

【舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例】

舞鶴産のお茶が長い歴史と伝統を有し、高い評価を得ていることから、市や生産者、市民の役割等を定めることで、お茶の生産振興と普及促進を図ることを目的に制定。



▲摘みとられた舞鶴のお茶。かぶせ茶の部では4年連続産地賞第1位を受賞。

◆国民健康保険事業会計(第2号)  
4,056万円を減額し、予算総額は104億2,455万円。

◆下水道事業会計(第3号)  
2,995万円を減額し、予算総額は47億888万円。

◆介護保険事業会計(第2号)  
1,290万円を増額し、予算総額は82億6,805万円。

◆後期高齢者医療事業会計(第1号)  
355万円を減額し、予算総額は11億8,471万円。

◆舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定  
個人番号の利用と特定個人情報の提供に必要事項を規定

◆舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正  
地方公務員等共済組合法の改正等に伴い引用法律を変更

◆舞鶴市市税条例等の一部改正  
徴収猶予と換価猶予の規定の整備と市税の減免申請期限の延長等

◆舞鶴市文化施設条例の一部改正  
市民会館の閉館に伴う規定の整理

◆舞鶴市国民健康保険条例の一部改正  
減免申請書の記載事項へ個人番号を追加、申請期限の変更等

◆舞鶴市文化施設条例の制定  
文化の振興に関する基本理念や市の基本施策等を規定

◆舞鶴市文化施設条例の一部改正  
市民会館の閉館に伴う規定の整理

◆舞鶴市国民健康保険条例の一部改正  
減免申請書の記載事項へ個人番号を追加、申請期限の変更等

◆一般会計  
◆第3号 ふるさと納税制度を拡充し、寄附金の使途を引揚記念館の整備等に特化する「ふるさと応援推進事業」や「イノシシやシカなどの捕獲数の増加に伴う」有害鳥獣被害防止対策事業などを追加するとともに、国からの交付金の額が確定したことにより、道

路整備事業などの事業費を減額補正するもので1億5,509万円の減額。この結果、予算総額は歳入・歳出いずれも3660億4,808万円となりました。

◆特別会計  
◆国民健康保険事業会計(第2号)  
4,056万円を減額し、予算総額は104億2,455万円。

◆舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定  
個人番号の利用と特定個人情報の提供に必要事項を規定

◆舞鶴市職員の退職手当に関する条例の一部改正  
地方公務員等共済組合法の改正等に伴い引用法律を変更

◆舞鶴市市税条例等の一部改正  
徴収猶予と換価猶予の規定の整備と市税の減免申請期限の延長等

◆議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正  
舞鶴市消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
他の法律による給付を受ける場合の規定を変更

◆舞鶴市郷土資料館条例の一部改正  
移転に伴う設置場所の変更

◆舞鶴市公民館条例の一部改正  
西公民館の移転に伴う設置場所、施設区分、使用料の変更

◆舞鶴市文化施設条例の制定  
文化の振興に関する基本理念や市の基本施策等を規定

◆舞鶴市文化施設条例の一部改正  
市民会館の閉館に伴う規定の整理

◆舞鶴市国民健康保険条例の一部改正  
減免申請書の記載事項へ個人番号を追加、申請期限の変更等

◆舞鶴市西地区多機能施設条例の一部改正  
西公民館と郷土資料館の移転に伴う一部廃止と利用時間の変更

◆工事請負契約  
東浄化センターの汚泥処理設備工事及び電気設備工事の契約

◆工事請負契約の変更  
三宅団地の建替第2期新築工事の契約金額の変更

◆京都地方税機構規約の一部変更  
同機構が処理する事務の追加

◆市道路線の認定  
西支所地区の1路線を認定

◆監査委員の選任  
松田弘幸氏(56歳、三浜Ⅱ公明党議員団)

市議会  
12月定例会

27年度補正予算など  
24議案を可決・同意

市議会12月定例会が11月27日に開会し、同日、上野修身氏(64歳、多門院Ⅱ新政クラブ議員団)を副議長に選出。その後、平成27年度の一般会計補正予算や条例の改正など市長提案の24議案を審議。原案どおり可決・同意し、12月25日に閉会しました。概要は次のとおり。



【一般会計補正予算(第3号)の主な事業】

事業名	補正額
ふるさと応援推進事業費	100万円
電気自動車急速充電器改修事業費	100万円
農地集積・集約化推進事業費	410万円
有害鳥獣被害防止対策事業費	1,644万円
共同利用施設設置事業費補助金	158万円
道路舗装修繕事業費	△3,300万円
幹線道路整備事業費	△3億7,000万円
公営住宅建替事業費	9,400万円
学校図書充実経費(小・中学校)	100万円
校舎等改修事業費(小・中学校)	8,062万円